

○吉賀町萩・石見空港利用促進補助金交付要綱

平成26年3月25日

吉賀町告示第20号

(趣旨)

第1条 町の交付する吉賀町萩・石見空港利用促進補助金(以下「補助金」という。)について、吉賀町補助金等交付規則(平成18年吉賀町規則第13号)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付目的)

第2条 この要綱は、萩・石見空港の利用促進を目的として、町民が萩・石見空港を離発着する航空機を利用した場合、その運賃の一部を補助金として交付する。

(交付対象等)

第3条 この補助の対象となる者(以下「対象者」という。)は、町内に住所を有する者のうち、平成27年4月1日以後に萩・石見空港を離発着する定期便を利用したものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としな

(1) 公務員(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条に規定する地方公務員をいう。)で、公務により利用した者

(2) 航空運賃の全部又は一部を町が負担した者

(3) 団体旅行その他の搭乗者本人の氏名が記載されない搭乗券によって利用した者

(4) マイレージと交換した特典航空券その他の無償の搭乗券によって利用した者

(5) 搭乗日において満3歳未満の小児(座席を確保し、航空運賃を支払った場合を除く。)

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次に掲げるとおりとし、補助金の総額については、予算の範囲内とする。

(1) 片道搭乗者 2,000円

(2) 往復搭乗者 4,000円

(交付申請及び請求)

第5条 補助金の交付を受けようとするものは、当該補助金申請に係る航空便の搭乗日が属する年度内に、吉賀町萩・石見空港利用促進補助金交付申請書、実績報告書及び請求書(様式第1号)に搭乗券(写)を添付し、町長に提出するものとする。

2 吉賀町補助金等交付規則第4条第2項第3号の規定は、適用しない。

(交付決定)

第6条 町長は、前条の申請があったときは、その内容を確認し、補助金を交付すべきものと認めるときは、交付の決定を行い、吉賀町萩・石見空港利用促進補助金交付決定（却下）通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（補助金の返還）

第7条 町長は、偽りその他不正行為により補助金の交付を受けたと認めるときは、補助金の返還を命ずることができる。

（その他）

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月1日告示第64号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日告示第57—2号）

（施行期日）

1 この告示は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日（平成28年4月1日）から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際、第1条の規定による改正前の吉賀町住民基本台帳記載事項実態調査実施要綱、第2条の規定による改正前の吉賀町萩・石見空港利用促進補助金交付要綱、第3条の規定による改正前の東京スカイツリー入場に関する補助金交付要綱、第4条の規定による改正前の吉賀高等学校国内研修補助金交付要綱、第5条の規定による改正前の吉賀町サクラマスプロジェクト補助金交付要綱、第6条の規定による改正前の吉賀町被災者生活再建支援金支給事業実施要綱、第7条の規定による改正前の吉賀町東日本大震災被災者生活支援金支給要綱、第8条の規定による改正前の吉賀町母子家庭高等技能訓練促進費支給事業実施要綱、第9条の規定による改正前の吉賀町不育症治療費等助成金交付要綱、第10条の規定による改正前の吉賀町一時預かり事業実施要綱、第11条の規定による改正前の吉賀町子育て支援ヘルパー派遣事業実施要綱、第12条の規定による改正前の吉賀町認知症対応型共同生活介護事業の家賃等助成事業実施要綱、第13条の規定による改正前の吉賀町障がい者自動車運転免許取得費補助金交付要綱、第14条の規定による改正前の吉賀町身体障がい者用自動車改造費助成事業実施要綱、第15条の規定による改正前の吉賀町障がい者日常生活用具給付等実施要綱、第16条の規定による改正前の吉賀町補装具費の代理受領に係る補装具業者の登録等に関する要綱、第1

7条の規定による改正前の吉賀町国民健康保険一部負担金減免等の取扱要綱、第18条の規定による改正前の吉賀町社会福祉法人による利用者負担額軽減制度事業実施要綱、第19条の規定による改正前の吉賀町後期高齢者医療人間ドック及び脳ドック助成事業実施要綱、第20条の規定による改正前の吉賀町農産加工施設整備支援事業補助金交付要綱、第21条の規定による改正前の吉賀町野菜等生産施設整備事業費補助金交付要綱、第22条の規定による改正前の吉賀町機構集積協力金交付要綱、第23条の規定による改正前の吉賀町農地農業用施設整備事業補助金交付要綱、第24条の規定による改正前の吉賀町環境保全型農業直接支払交付金交付要綱、第25条の規定による改正前の吉賀町簡易作業路開設及び修繕事業費補助金交付要綱、第26条の規定による改正前の吉賀町中小企業設備貸与制度保証金補助金交付要綱、第27条の規定による改正前の吉賀町小規模事業者経営改善資金利子補給金交付要綱、第28条の規定による改正前の吉賀町地域商業等支援事業費補助金交付要綱、第29条の規定による改正前の吉賀町商工会補助金交付要綱、第30条の規定による改正前の吉賀町自主防災関係団体運営補助金交付要綱、第31条の規定による改正前の吉賀町自主防災組織支援事業補助金交付要綱、第32条の規定による改正前の吉賀町自主防災組織育成助成事業補助金交付要綱及び第33条の規定による改正前の吉賀町防災士資格取得補助金交付要綱に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成30年3月26日告示第57号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年3月30日告示第114号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和4年7月1日告示第130号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年7月1日告示第139号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年4月1日告示第43号）

この告示は、公布の日から施行する。